

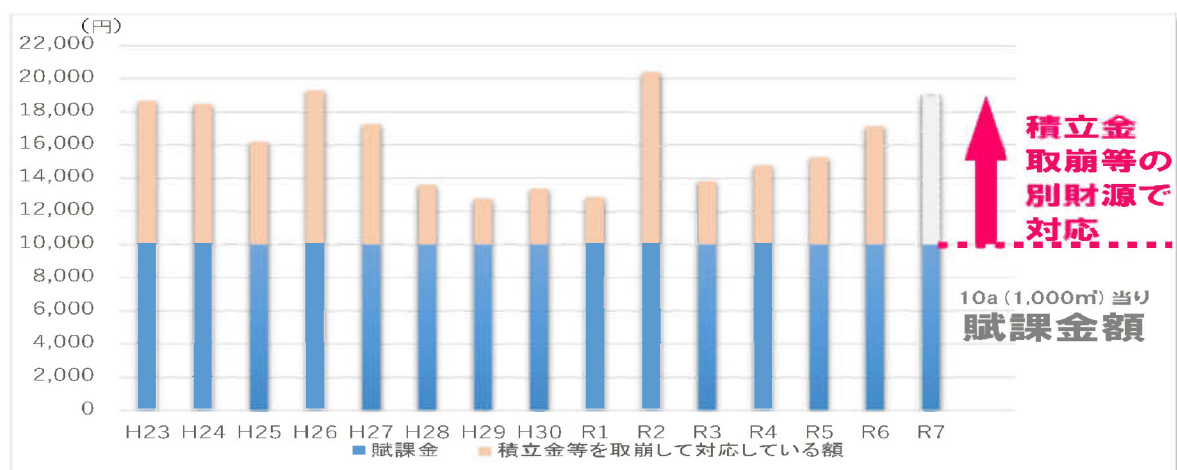
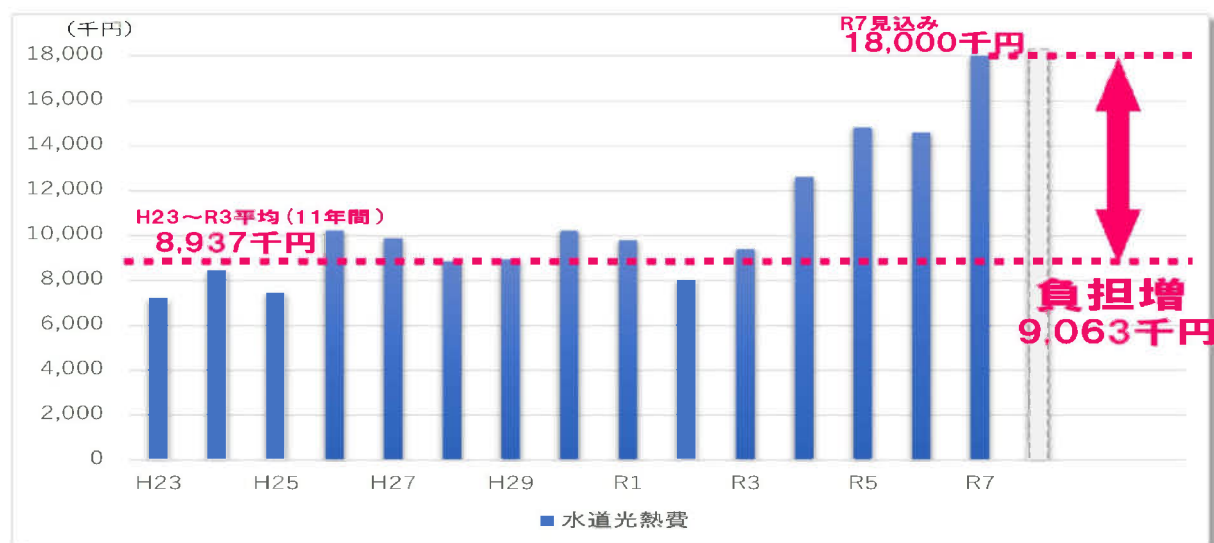
賦課金改定のお知らせ

日頃より当改良区の運営に対し多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

土地改良区の運営は、組合員の皆様に負担していただく賦課金で賄われております。三郷堰の賦課金は、ほ場整備完了後の平成3年から現在に至るまで、積立金等の取崩しや補助事業の有効活用等により賦課金額を現行の10,000円(地籍割)で据え置いてまいりました。

しかしながら、近年の原材料・資材および電気料金をはじめとするエネルギー価格の高騰により、業務運営は非常に厳しい局面に立たされております。これまでも揚水休止日の設定や揚水機運転時間の短縮など、皆様からのご協力をいただき節電・節水による経費削減に努めてまいりましたが、電気料金は平成23年から令和3年平均の約2倍となる約9,000千円もの負担増となっており、内部努力のみでは補いきれない状況に至っております。

このままでは土地改良区運営の継続そのものが危ぶまれる事態となるため、やむを得ず賦課金の増額をお願いしなければならない状況となりました。安定した農業用水の供給と施設維持のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



賦課金改定 (10a当り)

田
經常賦課金
特別賦課金
計

令和7年度

8,500円

1,500円

10,000円



令和8年度

10,000円

2,000円

12,000円

引き続き経費削減に努めて参りますので、組合員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。